

Title	『羅文居士病中一件留』 解題・翻刻、下
Sub Title	
Author	神田, 正行(Kanda, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1997
Jtitle	三田國文 No.26 (1997. 9) ,p.45- 68
JaLC DOI	10.14991/002.19970900-0045
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19970900-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『羅文居士病中一件留』 解題・翻刻、下

神田 正行

解題（承前）

四

巧まざることではあるが、『羅文居士病中一件留』（以下『一件留』と略称する）において、羅文の死が記された箇所は、記録全体の丁度半ばにあたっている。故に「病中一件留」という題簽題は、前回紹介した本書の前半部分にこそ相応しいものと言えるが、馬琴は長兄の死をもって筆を擱くことはせず、その死没後の事情をも詳しく書き留めているのである。

『一件留』が終盤に近づくに従って、記述に著しい疎密を生じ、その書式にも不統一をきたしていることは既に触れた通りである。前半の記述は、何がしかの資料に整理を加えたものであることが明らかなので（本稿第三節参照）、体裁がより整っていることは当然とも言えよう。それに対して羅文死没後の記事には、数日分を一括して書したような箇所も存しており、特筆すべき事態が起こった折々にのみ、馬琴は『一件留』の筆を執っていたようである。

今回翻刻する後半部分には、書式に大きな変化の見られる箇

所を二つ指摘し得る。これらは『一件留』の成立事情を考える上で、ある程度の示唆を与えてくれるものと思われるので、以下に簡単な考察を加えてみたい。

本書の巻頭から八十丁表まで（寛政十年八月十九日～十月十三日）の記述において、日付の下の干支・天候は朱筆をもって書されている。これはある時点で、干支と天候が一括して他書から筆写されたことを想像させるが、十月十五日以降の干支・天候が、墨筆をもって書されていること、あるいはこの日以降の記事に、朱筆による訂正が一切施されていないことなどから、馬琴は十月十三日の前後に、ひとたび『一件留』の整理・再読の機会を得たものと思しい。

また、羅文死没の翌年・寛政十一年における二丁分の記述（九十五丁裏以下）は、前年の記述とは書式のみでなく、筆勢にもかなりの変化を見て取ることが出来る。前年の記述の最末尾には、山口・柳生の両家内で長兄の名跡が立つ目処を付けたことに対する、馬琴の安堵が感じられるのだが、翌年夏に至って山口家における相続人・飯野斧右衛門が出奔、馬琴の目論見の一方はもろくも崩れ去った。そのみならず、父親の一周忌

の直後に、羅文の娘・薫が病死している。

そもそも『一件留』には、当然記されていてしかるべき羅文一周忌の模様や、それに伴って深光寺で興行された一周忌追善百韻についての記述が一切見えていない。その理由としては、紙員の不足も想定できるであろうが、実質的に兄の名跡が絶えてしまったことに対する馬琴の落胆が、何よりも大きく影響していたに違いあるまい。

感情を交えることが少なく、至って淡々とした印象を受ける寛政十一年中の記事は、紙員の不足を予期したかのように字詰めが密であり、あるいは薫の死没後に一括して追加されたものかも知れない。しかしこの二丁のうちにも、各事項の冒頭における「一」の有無等、微妙な書式の変化が見取れるので、速断は避けるべきであろう。

『一件留』の成立に関して、以上述べ来たった点を整理すると、次のようになる。

(一) 羅文病中の記事は生の記録ではなく、羅文死没後に改めてまとめ直されたものであること。(二) 寛政十年十月十三日の前後に、馬琴は『一件留』の整理・再読の機会を得たであろうこと。(三) 『一件留』の記録は寛政十年末をもって、ひとたび締めくくられるはずであったと思われること。(四) 寛政十一年の記事は、巻末の余紙に数次にわたって追加されたものであること。

五

『一件留』はもとより、『吾仏の記』巻一（八十三丁裏）に

も記されているように、馬琴は当初、羅文の上役・西田仙右衛門の次男・千代吉を、亡兄の名跡養子に迎えようとしていた。しかしこの算段は、羅文の主君・山口直良の変心によつて頓挫している（『一件留』八十二丁）。

これと前後して馬琴は九月十日、未亡人のお添から亡兄の遺児・薫をひき取り、乳母を置いて養育する（『一件留』六十七丁表）一方、十一月四日には柳生但馬守家臣・鈴木三太夫誉義と、その次男房五郎に、柳生家内で羅文名跡を立てさせる相談をまとめている（八十三丁表）。鈴木三太夫の妻は馬琴兄弟の妹・秀（旧名蘭）であり、羅文にとつて房五郎は甥にあたる。更に十二月五日、極めて打算的な目論見から、山口家における羅文名跡を志願した飯野斧右衛門に、馬琴がこれを許した（八十七丁）ことによつて、羅文の名跡は三流を生じた。ちなみに『一件留』の記述（九十四丁裏）によれば、馬琴は後々、房五郎に薫を娶らせる心積りであつたらしい。

かたや「名跡と申斗」とされた飯野斧右衛門は、翌年正月に妻が出奔し、五月に至つて本人が逐電、山口家内の羅文名跡は、いとも呆気なく潰え去つた。

斧右衛門は寛政十年十二月十三日、馬琴に対して自身の親類書を差し出している。『一件留』のこの日の記事に、馬琴は「此方親類書は、春に成差遣し候積に御座候」（九十四丁裏）と記しているが、ここに言う「此方親類書」は、「親類書遠類書」として現存する。

奥書に「寛政十一年正月」の年記と、「滝沢斧右衛門殿」という先方の名前が記された、この「親類書遠類書」について、

『一件留』には触れるところがない。そこで『吾仏の記』に眼を転じると、巻一の中に「やがて斧右衛門をは、その親族なるものに保たもとらして、滝沢の家の親戚姓名貼と、伯兄の位牌等を取復とりもどしつゝ、義絶してけり」(八十六丁裏)³とあって、「親類書遠類書」はひとたび斧右衛門に差し出されたものの、同人義絶に際して、馬琴が取り戻したものであることが知られる。

次いで八月十四日、元来病弱であった羅文の遺児・薫が頓死して、羅文の血筋が断絶した。「寛政十一」¹年十月十三日絶毫の日付のある『笠の露』の馬琴跋文も、薫の死に対する悲哀に満ちている。屢述してきたように、『一件留』は薫の死を記して擱筆されているが、夫と娘に相次いで先立たれた未亡人のお添は、翌寛政十二年四月に再婚し、滝沢家との交際も絶えたものという(『吾仏の記』巻一・八十八丁表)。

頼みの綱とも言うべき、柳生家内における羅文名跡も、享和年間における鈴木家の凋落によって、あえなく潰えている。家長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀なくされるが、文化二年七月、房五郎は山口家家臣・岡嶋氏の名跡を継ぐこととなった。以上の顛末は、『吾仏の記』巻一(八十八丁裏以下)に記すところであるが、事態の急変を受けて、馬琴は三太夫に託した羅文遺品を、房五郎から取り戻している。天理図書館滝沢家寄託書「滝沢家々譜案文」(馬琴琴嶺等遺筆遺品之部⁸)は、その中に含まれていたものであり、『一件留』に「是は臺右衛門様御認め置被成候を、我等書次し申候」(九十一丁表)とあるように、十丁までは羅文、十一丁以下は馬琴の筆跡である。

木村三四吾氏は「馬琴の本筋」⁶において、この「羅文稿家譜」の「馬琴的完成」が『吾仏の記』であるとされた。馬琴後半生の矜持を支えた、家系に対する強烈な意識と執着は、既に『一件留』の中にも露呈されているが、血筋の存続と家系の穿鑿は馬琴にとって、羅文の「御存生之御宿志」でもあったのである。

注

(1) この追善百韻は、句文集『笠の露』(早大図書館曲亭叢書一〇九番。翻刻は「曲亭遺稿」所収)の中核をなしている。馬琴が同百韻の趣意を述べた、十四丁に及ぶ感傷的な羅文伝は、『一件留』と併せ見るべきものである。

(2) 天理図書館滝沢家寄託書、馬琴琴嶺等遺筆遺品之部³²。金子和平氏「瀧澤家寄託書類目録」(ヒブリア38、昭和43・3)を参照されたい。

(3) 前回解題注²に同じ。引用中に見える「伯兄の位牌」は、十二月二十七日に馬琴から斧右衛門に譲られたものであった(『一件留』九十五丁表)。

(4) 羅文三回忌追善の十百韻「夢の秋」(寛政十二年八月)の表題は、巻頭の「寝かへりて三とせ経にけり夢の秋」という馬琴の句から取られているが、この句は薫の戒名「秋夢童女」を踏まえたものである。『夢の秋』は早大図書館曲亭叢書一〇番(翻刻は「曲亭遺稿」所収)。同叢書一一番「羅文大祥忌追善句帳」の体裁を調えたもの。

(5) 三太夫・房五郎父子に託された羅文遺品は、『一件留』九十丁裏以下に列記されている。右遺品中、馬琴が苦心の末に亡兄の主人・山口家から取り戻した「波の鐙の両刀」に添付された証文二通は、『一件留』の中にも写されているが、天理図書館滝沢家寄託書の中に、「腰物一件証文」(馬琴琴嶺等遺筆遺品之部⁸)として現存する。両刀自体は三太夫によって質入れされており、馬琴も請け出すことがなわなかつたといひ(『吾仏の記』巻一・八十九丁表)、辛うじて証文のみを取り返し得たものであろう。

凡例

・前回(本誌第二十四号。平成8・12)に引き続き、四十七丁裏から最終丁(後表紙封面)までを翻刻紹介する。
・本文に加えた改変に関しては、前回凡例を参照されたい。ただし、前回翻刻箇所との記述形式の相違から、次の点において、一部改変の要領を改めた。

(オ)本文中の合点や、日付の下に記された干支・天候は、八十丁表(十月十三日)までは朱筆であるが、これらは前回同様、一々断ることをしなかつた。ちなみに十月十五日以降は干支標記が墨筆となり、朱筆による合点や加筆訂正の跡も見えなくなる。

(カ)本文中、細字・割書・傍記は(一)に囲んで示し、そのいづれであるかを明記した。ただし、金高や人名等を列記した覚え書に類する箇所においては、右の如き操作を施すと著しく原態を損するため、あえて細字・割注は原型に近い形で翻字した。この点、形式に不統一を生じたが、ご寛願したい。

末筆ではあるが、貴重な資料の翻刻を御許可下さった滝沢精氏と天理図書館の各位に、重ねて謝意を表すると共に、掲載の予定が大幅に遅延したことを深くお詫び申し上げる次第である。

(かんだ まさゆき)

本文(承前)

○八十三日 辰晴

夜明候に付、久吾殿宅え御病死之段しらせ遣候。程なく久吾殿被参候。頭のまげはぢけ居候に付、如何被致候哉と承候處、今朝起候處、物もさはり不申にまげはぢけ候故、扱は此方に凶事有之候哉と急き宿へ参候處、御死去之由承り、驚参り候と被申候。則久吾殿を以、内々病死之段申遣し、跡々之儀可然差図可被下段、仙右衛門殿えたのみ遣候。依之仙右衛門殿より跡目相續之願書被差越、印鑑仕可差出[巨]申来候間、則臺右衛門様御印形いたし、久吾殿を以差出候。願書左之通。

(47ウ)

奉願候覚

私儀、先月中より大病御座候処、段々厚御憐愍御影を以緩々養生仕、難有仕合奉存候。然處至此節病氣段々差重、中々全快可仕跡無御座候。若養生不相叶病死仕候は、御慈悲を以名跡相續被 仰付被下候様仕度、此段奉願候。右之段宜御執成被仰上可被下候。奉願候。以上。

寛政十(細字・午)年

八月十二日

瀧沢臺右衛門 印

(48オ)

西田仙右衛門殿

高橋半右衛門殿

田口久吾殿

堀越門助殿

右之願書無相違御請取被成候に付、即刻久吾殿より病死届差出被申候。

寛

瀧沢臺右衛門儀養生不相叶、昨十二日夜病死仕候。依之此段届御申上候。以上。

八月十三日

田口久吾

右之届相済候に付、即刻處々へしらせ遣申候。(48ウ)

一 本境下
御堂等様御家

一 妹婿 鈴木三太夫殿

一 母方叔母 伊藤半平殿

一 はま下
戸田様御家

一 従弟 同文之進殿

一 叔父 田原四郎右衛門殿

一 本所より町
阿部殿等様御家

一 同所御船蔵御舟手同心

一 御鷹高し池田直一様

一 兼子清兵衛殿

一 御鷹高し池田直一様

一 おもせ殿

一 御鷹高し池田直一様

一 生田殿

一 御鷹高し池田直一様

一 長沢忠兵衛殿

一 御鷹高し池田直一様

一 同
置得兒 長沢忠兵衛殿

右之通しらせ遣申候。四郎右衛門殿には、嫡孫貞五郎殿大病に付、難參候間、追而可被參旨申来候。清兵衛殿(49ウ)より

は何之沙汰も無之、其後文通も無之候。

此外に、

一 するかた
戸田等様御家

一 松居藤左衛門殿

一 同断

一 豊田治右衛門殿

一 小川
八木三郎様御家

一 遠山傳左衛門殿

一 外々より
酒井石守等様御家

一 吉岡定八郎殿

此人々は年来俳諧之友とて、別而御懇意に被成候仁に付、乍序しらせ遣候。吉岡氏えは一兩日過候而木挽丁お秀方へたのみ、しらせの手紙差遣申候。

(一行空白)

一、送葬は今十三日七ツ時と相極、其段深光寺へ申(49ウ)遣候。

且戒名え羅文と申二字を加入致被呉候様に和尚へたのみ遣申候。是は二十年來之御俳名にて人も存居候故、臺右衛門様思召を差斗候而申遣候。無程回向之所化參り法号持參、深誓

勇遠羅文居士と認參り候。右之所化は直に留置、終日御回向いたし、送葬之節先供被致候。

一、四ツ時頃お秀參り申候。房五郎同道候。

一、輿之儀并入棺之儀、仙右衛門殿迄相願候所、其通に可仕旨申来候に付、宅に而入棺もいたし候。尤清右衛門入棺いたし、

小頭宇八殿手傳被申候。

一、先刻被參居候所化、則こうぞりいたし候。(50ウ)

一、壹番之瓶え御遺骸相納申候。尤まつこうにて清申候。内え御きせる、たばこ、俳諧の懷紙、観音之御影二枚、御病中御

信仰被成候稲葉山の地藏の御影入遣申候。

一、若黨、草履取、鎗挟箱與持之陸尺五人、挑灯持三人。大小

は若黨持之、御輿之脇へ付添申候。

一、清右衛門、草履取挟箱に而供いたし候。

一、伊藤文之進殿、鎗挟箱若黨、草履取召つれ供被致候。

一、鈴木三太夫殿、右同断。但足痛に付、駕に而供被參候。

(50ウ)

一、田口久吾殿、若黨、草履取召連供被致候。此外出入之町人

式人〔割書・大和屋清兵へ いせや喜七〕、清右衛門懇意之町人十一人、以上十三人寺迄参り申候。送礼之供人数以上三十五人に御座候。

一、山田平兵衛殿風邪之由に而、同人養母悔に被参、一兩日逗留被致候。

一、葬礼前、仙右衛門殿拜に被参候。

一、お百、子供三人召連勤いたし候。

一、七ツ時出棺いたし、日暮頃法事相済、暮六ツ時過帰宅いたし候。〔但跡拂は後性院を招申候。百文一升被遣候。

一、まんじう、いまさか餅百程寺へ持参、送葬に立候〔51才〕

町人中へ差出、所化衆へも遣し申候。

一、松右衛門え式百文とらせ申候。〔穴〕堀之男へ別段に酒代五十文差遣申候。

一、今晚お秀、房五郎、平兵衛殿養母止宿いたし候。

○〔十四日 巳雨〔夕方〕雷〕

今日お秀帰り申候。尤〔初〕七日速夜に又々参り候筈。

一、此節清右衛門日々参、万事世話いたし候。

一、今日養子之儀内々相談致し候へとも、決着不致候。諸々親類中よりも兎角世話行届兼候間、万事清右衛門一存に而可然取斗候様申来候。

○〔十七日 申晴（51ウ）〕

今〔日〕初七日速夜に付茶飯いたし、病中世話に成候人々え振舞申候。久吾殿料理いたし被呉候。

一、おひで、房五郎同道に而参り申候。尤一宿いたし候。

一、半平殿より外姑被参候。尤一宿いたされ候。

一、今日處々音物、左之通。

一 金三分

一 金五分

一 金貳朱

一 野菜料金二朱

一 銀三匁

一 銀三匁壹分

一 いまさか餅 小一重

一 かしはもち 小一重

一 茶 小袋二

一 さつまいも 一盆

一 あふらあけ 小一重

一 茶 角袋小二

一 せんこう 五わ

一 柿 三十

一 長せんこう 五わ

一 あわ雪とうふ 大一重

〔以下頭書〕

〔此外清右衛門方へもらひ候品々。〕

一 干菓子 二重

一 つくいも 一盆

殿様より久吾殿を以、同向料として被下候。〔被舞有御申上候。〕

伊藤半平殿

山田平兵衛殿

鈴木三太夫殿

永田ばしおもせ様

長沢忠兵衛殿

松居藤左衛門殿

豊田治右衛門殿

遠山伝左衛門殿

高橋半右衛門殿

中村平四郎殿

田口久吾殿

深光寺

清右衛門子供より

中村や惣右衛門

いせや久右衛門

有馬や与惣兵衛

右三軒より参り申候

家主 清五郎

一 しかた 一重

山本楊庵様

一 貳百文

穴ほり之男え

一 さつまいも 一盆

山本様おくにて おさと殿

一 金貳朱

道具引かへ代

右いづれも御すわけいたし、ほりとめへ差遣申候。

(頭書以上)

一、今夕深光寺より回向之所化壱人招申候。尤非時振舞申候。

布施百文差遣し申候。(52ウ)

一、小頭梁田宇八殿夫婦病中世話に相成、且宇八殿入棺之節手

傳呉候に付、宇八殿え木綿木綿「古」ひとへ物沓かたみに遣し申候。

一、宇八殿妻謝礼之儀は、臺右衛門様御病中に申上候通、清右

衛門方より金貳朱遣申候。おきくへも鳥目三百銅、明日香奠

にいたし候様にと申、清右衛門方より差遣し申候。達而辞退

に候へとも、無理に差遣し申候。

外に 百文

貳百五十文

右之通、宇八殿え清右衛門方より相渡申候。

五人 五人之供へ酒代

○へ十八日 酉晴 (53オ)

今日初七日に付、皆々寺へ参詣いたし候。おそえ殿、おつた、

清右衛門并妻子供三人、おひで、房五郎、おきく、はま町

外姑供人とも十三人程参り候。久吾殿も跡より被参候。尤深

光寺に而支度出申候(割書・但一汁三菜)。

深光寺え遣候目録覚

一 金百疋

深光寺和尚え

一 金貳朱

四人 四人之所化え

一 三百文

迎之所化衆え

一 百文

ろうそく代

一 貳百文

外に香奠之覺

一 金貳朱

おそえとの

一 金百疋

清右衛門家内

一 三分二朱と六百文

おひで

百ケ「日」迄法事料

おきく

外に香奠之覺

はま町外姑

一 貳百文

田口久吾殿

一 式百文

(54オ)

一 銀壹包

こうじ町生田殿

一 百文

一 銀壹包

一 百文

一 銀壹包

一 百文

一 銀壹包

一 百文

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一 銀壹包

一、今日山田平兵衛殿悔に被參、跡々之儀も及相談候。清右衛門申候は、お添殿御儀は其御親類方思召も可有之儀に候へは、拙者方より否可申様無之候へ共、相續之儀は幼年之養子おつた見立遣し申度候。お添殿御存寄も、兎角里へ御帰りに被成度由被仰聞候。尤御とし若之儀にも有之候間、先へ寄候而は、又々御相談も可有之儀と存候。お添殿其御方へ御引取被成候に於ては、お蔭迄御世話かけ候もあまり心なく候間、おつた事は清右衛門方え引とり養育可仕候。悴鎮五郎を里に出し、おつたを妻に育させ可申哉とも存候。勿論おそえ殿(55才)御儀は兎角思召次第に御座候へとも、女子なからおつた儀は跡々へ残し置、臺右衛門存念をも遂申度よし申候へは、平兵衛殿被申候、委細御尤に奉存候。猶又おそえ、生田并親類とも相談いたし御挨拶可仕候と被申、帰り被申候。

一、松居藤左衛門殿(細字・自得)悔に被參候。其後豊田治右衛門(細字・蘇山)、遠山傳左衛門殿も悔に被參候。吉岡定八郎殿(細字・雪碓)、清右衛門方迄悔に被參、追悼之發句手向呉候へとて持參被致候。

一、今夕方、清右衛門三太夫殿へ相談に參り申候。右は二男房五郎を養子に致度相談に及び候へとも、(55才)他家へは出しかたく候間、柳生様御屋敷中にて臺右衛門様御名蹟繼せ候儀は、随分相談可致旨被申候に付、其義も追而相談いたし度旨、かけ合置申候。其後も清右衛門又々參り、お秀へ何角之事相談いたし候。

一、宇八殿妻、今日ぎりにて帰し申候。おきく事はいまた參り居世話いたし候。

一、相續養子之儀、悴鎮五郎をと存候得とも、いまたあまり幼年に付、其儀相願かたく候に付、同役西田仙右衛門殿儀は、臺右衛門様御入懇之人と申、殊に深切之人に御座候間、右仙右衛門殿二男千代吉殿、當年(56才)十一才に相成、式両老人扶持被下候而、御伽勤被居候。此千代吉殿を養子にいたし申度、久吾殿を以内々申込候處、仙右衛門被申候は、千代吉儀も先達而高橋半右衛門殿よりも養子に貫申度よし、出入之町人いせや喜七を以被申込候得とも、堅断申候。其外同家中より申込候輩有之候得とも、いつれ他をかせがせ申度存寄に付、断に及候。臺右衛門殿入懇と申、當時差かゝり候儀に而御こまりも可被成候へ共、右体之儀に而早速御挨拶もいたしかた候。いつれとくと勘弁之上、挨拶可申旨被申候。其後清右衛門両度迄仙右衛門殿宅へ參り、養子之儀相たのみ(56才)候へ共、右同様之挨拶に御座候。其上近々仙右衛門殿御知行大和へ檢見に發足被致候に付、殊之外取込に候間、追而帰府之後相談にいたし度旨被申候間、無是非其儘に打過申候。

一、右養子之儀に付、殿様にも思召も有之候哉(57才)様に仙右衛門殿被申候に付、久吾殿御内々に而思召も有之哉之旨奉伺候處、殿様被仰候は、何も存寄は無之候へとも、いづれ幼年之娘見立遣し度存寄に可有之候へは、あへて差急き候にも及申ましく候。いつれ仙右衛門出立前願書等差出候儀にも及ましく、仙右衛門帰府後ゆるく願候様にと被 仰候由御座候。(57才)

一、平兵衛殿其後被參候。先日清右衛門(58才)旨、一統尤に存候。いづれお添事は平兵衛殿方へ引とり申度候。夫に付、お

つた事いまた乳もはなれ不申儀に候へは、一兩年はお添そたて申度よし申聞候。是又尤之儀に付、左様可致と存候。おつた養育手当之義は、養子相極候上に而相談も可有之哉に申され候間、猶追々相談可致旨申置候。

一、一体臺右衛門様、打續御不如意に被成御座候其訳は、先年天明五年御浪人中、御母公様被成御死去、翌年おひで事田安御家中崎山伊惣治と申仁へ御片付被成候。然に先方臺右衛門様思召に不應え(57ウ)候に付、翌年離縁被成、鈴木三太夫〔殿〕再縁被成被遣候。前年初右衛門様御病死被成、おきく事久吾殿方へ御片付被遣、其〔後〕寛政五丑年お添殿御引取被成、翌年正月お添殿流産いたされ、其前々年寛政四年七月御類焼被成、同七年八月晦日お清出生いたし、翌年正月抱瘡之上病死いたし候。近年御病身に被為入候上、前年浮腫に而一ヶ年程御煩被成、又候去巳年十一月おつた出生いたし候。ケ様に打つゝき御物入のみ多く被成御座候に付、必至と御困窮被成御座候。

一、尊父運兵衛様御秘藏之大小一腰、御母公様より(58才)御ゆづられ被成候。右御不如意に付、無據實物に御入置被成候處、當〔細字・午〕正月、上より金七両式分御拝借被成、御請戻し被成、右大小は、殿様御納戸へ御預け置被成候由、此儀常々御苦勞に被成、清右衛門えも御相談被成候へとも、清右衛門儀も打續不如意に付不及力、其儘に而打過申候。然に此度御病死被成候に付、御病中其儀は何とも不被仰候へとも、御存生之御心願を継、追而右大小申請度清右衛門心願に付、内々仙右衛門殿迄書付にて申入置候。

候。御拝借金證文下書、臺右衛門様御自筆にて御書物入に有之候。證文之写。(58ウ)

一 誓事

一、金七両式分也

右は無據拙者入用之儀有之、借用之儀貴様え及御相談候処、御内々達、御聴、思召を以極御内々拝借被、仰付、慥奉請取候。誠以莫大之、御厚恩御慈悲之程、難有仕合奉存候。返納之儀は老ヶ年金式両式分宛、来る申年迄三ヶ年賦に上納可仕旨、奉畏候。尤急御入用之儀有之候節は、被、仰渡次第、不残調達上納可仕旨、是又奉畏候。為後日仍如件。(59才)

寛政十〔細字・午〕年正月

瀧沢臺右衛門

西田仙右衛門殿

一、清右衛門より仙右衛門殿え差出候書付写。

御内々以書付申上候覚

臺右衛門儀、年来御深切御懇意に被成下、萬事御引立被成下候に付、段々不存寄結構被、召仕、上々様莫大之御高恩は不及申〔上〕尊公様御陰故と、臺右衛門存生之砌も折々御噂申聞、於〔細字・私共〕難有仕合奉存候。然處此度不慮に病死仕、いまた相續之忪も無之候仕合に御座候。何分跡目相續(59ウ)之儀も尊公様御引立御世話之段偏に奉願候。右に付、養子之儀親類共相談之上、委細久吾え申談置候。同人方より御内意可奉伺候間、年来御入懇之臺右衛門家名御取立と被思召、可然御賢慮之上、御承知被下候様奉願候。將又別段御内々奉願候訳は、私共

先祖相傳之大小所持仕來候。右は臺右衛門打續不如意に付不及力、先年質物に入置候處、尊公様御世話を以一旦請戻、本郷邊質屋へ預け替申候。右は家宝之品にも御座候故、何卒請戻度旨折々私えも相談仕候へ共、私儀近年打續不仕合之上厄介多に罷成、高金之儀(60才)と申、助力之儀も仕兼心痛のみ仕、兩人此儀申出候而は嘆申候事に御座候。然候處段々年数も相重り、利金も加金仕候間、去冬尊公様格別之取成を以右大小請戻、則 御上え奉預置、右金高七両式分は御給金之節、金壹兩式分つゝ、三年之間上納仕、其上に而右大小奉申請候様被成下、誠に安心仕、難有旨私え早速風聴仕、於〔細字・私共〕安堵仕、難有仕合と毎度御嚮申出候。然候處、此度臺右衛門大病に罷成、當月七日八日兩日は少々病体快方に而、萬事私へ物語仕候砌、右大小之儀申出、此度病氣快方不仕、万一(60才)之儀御座候共、早速尊公様願置、少々宛成とも金子上納仕、皆納之節申請、先祖傳來之品不失様に仕具候へと申付置候。右体年來心かゝりに相成居候大小之儀に御座候得は、臺右衛門志願を相繼、金子皆納仕度心斗は奉存候へ共、前書申上候通、當時極々不如意之私身分と申、殊に此節臺右衛門方前後之物入等、私一人引請世話仕候儀にも御座候へは、誠に心外に不及〔力〕、感慨之至可奉申上様も無御座候。所詮一度に上納も相成兼候私身分にも御座候へは、年々金子調達次第少々宛上納仕、皆納之刻右大小私え御下け被(61才)被成下候様、偏に奉願候。願之通御聞濟被成下候は、生前之大慶此

上有之間數奉存候。勿論去暮より御給金に而上納仕候段は、臺右衛門兼而咄置候へ共、當時にては都合金何程上納仕置候哉、其節愁傷に取紛、承り置不申候。乍序奉伺度奉存候。此段幾重にも御取成を以、前文臺右衛門病中申置候儀と申、懸意御憐愍、格別之尊慮を以願之通御聞〔濟〕被成下候様、御取成偏に奉願候。以上。

寛政十(細字・午)年八月 臺右衛門実弟

瀧沢清右衛門 印

西 仙右衛門様

(61才)

其後仙右衛門殿被申候、此間被差出候書付之段、委細承知いたし候。此儀拙者方より御咄可申と存居候へ共、いまた不達事故、打捨置申候。金高之儀は御覺之通に候。去冬少々都合不宜候間、當春に相成候間、上納は當三月壹兩壹分相濟、殘金六兩壹分也。臺右衛門殿自筆之證文、請取帳も有之、追而懸御目可申候。御皆納之節大小御引渡〔申〕儀は相違無之段被申候に付、忝仕合に奉存候旨申、帰り申候。

一、此節お添殿被申候は、平兵衛方里とは申なから、異母兄弟にて義理も有之、其上平兵衛養母は他人之儀に付、おつた召連永々厄介に成居候も(62才)難渋に被存候。何卒一疊敷成とも當御屋敷御長屋に罷在、おつた育申度候間、其段取斗具候様被申候。尤実母生田殿にも左様被致度よしに御座候〔旨〕被申聞候。依之清右衛門申候は、御貞節之段に拙者も歎入候。併臺右衛門様是迄相應の御宛行に被成御座候てさへ、御困窮に御座候。然に幼年之養子いたし小給に相成、親子三人くらしにて中々御取續も難成候。後々にて必至と御落被成候を

見受候も心くるしく、又御とし若之儀にも候へは、左様に埋木にいたし候も、臺右衛門様御歎も被成ましく候。所詮平兵衛殿御厄介に御成被(62ウ)成候も難渋に思召候は、一兩年が間糺丁へ御帰參被成御奉公被成候は、衣服等も追々出来末々御身分御片付の爲にも可然候。おつた事は拙者引取養育可仕候間、此儀は御案し被成ましく候。悴鎮五郎を里に出し、おつたを事前にて育可申候間、生田殿とも御相談被成可然旨申候。然共おつたを手放し候を心くるしく被存候^(有)て、兎角相談決着不仕候。

○へ廿三日 寅の日晴

昨廿二日、四人之同役人より扶助米之願差出し被具候に付、今日左之通久吾殿を以被申渡候。(63才)

瀧澤臺右衛門

妻

娘

右名跡養子相願候迄、兩人え為相續御扶助米式人扶持被下^(有)置候。但名跡被仰付候得は、御扶助米式人扶持は上る。

八月廿三日

右御書付、久吾殿持參被致候に付、一統難有旨(63ウ)御礼申上候。

○へ廿五日 辰の日曇昼より雨

今日二七日に付、暮参いたし候。お添殿、おつたも参詣いたし候。木挽丁より使参り候。但芋一盆参り候。

一、臺右衛門様御認被成候反古、昨今取集め置申候。骨柳に二

ツ程有之候。俗用之書付并非諧之御書置等夥しく有之、追而清右衛門見分候積に而、一ツにからげ置申候。一体仮初の書留文通迄、叮嚀に御仕廻置被成候御氣性故、用不用とも書付多分有之候。

一、御蔵書改見候處、五冊程目錄とは不足(64才)いたしおり候。是は人に御かし置被成候儀と奉存候へ共、先方相分り不申候。一、當春雪錠筆乘と申俳諧李奇之書を雪錠子より御かり請被成、當六月半平殿え御たのみ御うつさせ被成候處、いまたうつし相濟不申内に御病死被成候に付、何とぞうつし置御存生之御志を遂可申と半平殿へ承候處、多用に付いたまうつしかゝり不申候由に付、則とり戻し、小川町狐遊子へ相たのみうつし貰申候。細字に而式百枚之紙員に付、来末春迄うつしとり候積にかけ合申候。(64ウ)

一、土御門東行話説と申本、伊藤半平殿「より」御かり被成、清右衛門え為御見被成、則清右衛門方に有之候間、右之本半平殿へ返却いたし候。

一、此間より平兵衛殿養母被參居候。右はおきく事久々参り居候に付、帰し可申存、其段平兵衛殿へ申遣候に付、被參候。

○へ九月二日 亥の日曇

三七夜に付、暮参いたし候。お添殿、おつた并おきく、同人しうとめ(朱傍書・久吾殿母)四人も参詣被致候よし。

一、此節お添殿身分相談、やうく決着いたし、糺町え帰參被致奉公いたし度旨に付、則(65才)おつた事は清右衛門方へ引とり候筈に相談いたし候。此義に付、度々平兵衛殿よりもかけ合に被參候。実母幾田殿も清右衛門方へ被參、其段被頼候

間、鎮五郎里子差出し可申と、處々里の口相尋候處、里の口も無之、少々故障も有之、無是非乳母おき候積にいたし候。

一、先月廿六日、仙右衛門殿御知行へ發足被致候。

清右衛門忌明に付、御家中処々へ礼に罷出申候。遠山傳左衛門殿、松居氏、豊田氏へも其後礼に参り候。(65ウ)

○へ九月九日 午の日曇夜前より風

今日四七日に付、墓参いたし候。お添殿、おつた、お菊同断参詣いたし候。

一、平兵衛殿養母、一兩日已前にかへられ候。又々月見後に被参候善に御座候。其間はおきく参り居致世話候。

一、昨日、乳母目見へ参候間、弥召抱候積にいたし候。右に付、平兵衛殿へ文通に而其段申遣、弥先日相談之後に、相違無之候哉、為念申遣候。且追而相談被仰付候後、双方為取替證文いたし度旨、先日平兵衛殿えかけ合置候。今日序に付、右下書も差遣候處、承知之旨返事申来候。左之通。(66才)

御手紙拜見仕候。秋冷相募候へ共、弥御清栄被成御座、珍重奉存候。然は先日は参上寛々得貴意大慶仕候。其節及御相談候堀留一件之儀に付、委細御細書被仰下候段、

承知仕候。彼是御心遣ひ之御事共難申候。且乳母も弥相極候よし、先は御安心之御儀、御同意奉存候。且其御御咄之案文二通御見せ被下、何の存寄も無之御同意に存候間、任仰一通は留置、一通は返却仕候。尤今日は當番に而罷出居、殊之外取込罷在、巨細不及貴報候間、其内得貴意方々可申上候。當番中に而、鹿紙乱筆御用捨可(66ウ)被下候。以上。

九有當賀

瀧沢清右衛門様

山田平兵衛

右之通申来候。右に付、翌十日乳母引越、夕方前つた清右衛門方へ引とり申候。尤半ちゝにて給金三兩、仕着せ代式分に相極申候。九月に付、當月は雇分にいたし、外に金一分差遣し、十月よりの極に而取かへ壹兩貳分差遣申候。

一、今昼後平兵衛殿被参、お添殿存寄弥相違無之哉之旨承り被申候「由」。夕方清右衛門方へも一寸被参、今朝文通の挨拶いたされ候。(67才)

○へ十一日 [割書・申晴]

お添殿より肴一折参り候。右はおつた引とり候挨拶に候。

○へ十二日 [左傍書・酉晴]

今日初月忌に付、墓参いたし候。おそへとの、おきくも同断参詣いたし候。

○へ十五日 子晴

今日石塔立候に付、石や召連深光寺へ参り、日暮に帰宅いたし候。代金壹兩貳分、石や喜十郎方へ拂遣申候。

○へ十六日 丑晴

今日三十五日に付、墓参いたし候。深光寺男に百文酒代遣し申候。是は昨日石塔立候節、土片付させ、跡の掃除いたさせ候に付、差遣申候。外に百文はめうか谷の石やに酒代として遣申候。是は葬礼の節石塔引起し候よし、此度は石塔右石やに不申付、町内石やに申(67ウ)付候間、酒代遣し呉候様に申、深光寺納所に相渡申候。

一、今日お添殿、おつた、おきく、平兵衛殿養母、墓参被致候。

お添殿香奠百文持參被致候よし。お百、鎮五郎も同断參詣いたし候。香奠百文持參いたし候。

一、昨夕おひで、房五郎召連參り一宿いたし、今日同断墓參いたし、夕方帰り申候。

一、此節に至り、お添殿又々おつたを手放し候事を迷惑に被存、いつれにも自身手に付育申度候間、とり戻し呉候様に平兵衛殿へ被申遣候。依之平兵衛殿重々熟談之上、清右衛門方にて乳母も差置候処、又候右体不始末之儀被申候に付、色々理解被申聞候へとも、(68才)女中之儀に付何分弁なく、糺町生田殿よりも段々異見申來候へとも、兎角に了簡無之難儀のよし、昨夕平兵衛殿養母被參、其段被申聞候に付、昨夜清右衛門堀留へ參り、お添殿へ段々理解申含候。夫とも達而おつた御手放し難被成候は、無是非候間、乳母には暇遣し、おつた事は随分御返し可申候。そのかはり已來於拙者御世話相成不申候段、くはしく申聞、否哉明日迄に挨拶致可被下段申置帰り候処、今朝お添殿、お秀同道に而清右衛門方え被參、誠に了簡違之由、何分おつた事世話いたし貰ひ度、堅く無相違旨被申候に付、其儘にて相濟候。(68才)万事女中之儀と申、いろ／＼の間違有之、右体不始末之事被申候由、跡に而咄有之候。一、抑此度清右衛門困窮之中にて、おつた引とり養育可致と存込候訳は、臺右衛門様一体御子縁なく、両度迄子供を御なくし被成、おつた事はとりわけ御不便に思召、御病中もおつた事を御心にかけてさせられ、御心中御恩愛之程奉察候に付、お添殿方にて養育致させ候ては、おつた邪魔に成り奉公等も難成、別段余斗之苦勞かけ候上、母方之恩のみ多く相成、往々

お添殿再縁等被致候義有之候とても、おつたを召連再縁いたし度旨被申候ても、年來(69才)養育之恩有之候へは、此方に而故障も難申候。左候へは、往々臺右衛門様御子に相成ましく哉も難斗、彼是を存斗、ケ様に不如意之中厄介多之上にて、乳母迄置候もおつた育候は、御高恩に相成申候臺右衛門様の思召を差斗ひ候而ケ様にいたし候。女子には有之候へ共、養子あはせにいたし、血すぢにて相續可致存念に候。併おつた事殊之外病身の生れに而、誕生前の今日迄いまたはひも不致候へば、只々丈夫に相成、成長の事のみを諸神へ祈候より外他事無之候。

○へ十八日 卯雨夕より晴(69才)

今日おそえ殿御家中諸々へ礼に被參候。尤おつた事差遣し、同道被致候。

○へ十九日 辰晴

今日清右衛門、外さくら田吉岡氏(細字・雪碓)え礼にまいり候。其外松居氏(細字・自得)、豊田氏(細字・蘇山)、遠山氏(細字・狐遊)えも礼に參り候。且臺右衛門様御病中御咄置被成候三千歩集之發句帖え、右四人之發句を乞、則認貰ひ、臺右衛門様御句は、へさくら戸や月下に帰る人の聲と申御句を認申候。当夏雪碓子より御もらひ被成候石印、いまだ一度も御押不被成候様に相見へ申候之間、右之印を御名之下へ押申候。清右衛門發句共に以上(70才)六句、いづれも名之下へ印をすえ、翌廿日木引町おひで方へもたせ遣し候。三大夫殿にも忝旨申來候。

○へ九月廿三日 (右傍朱書・申の日／左傍朱書・晴昼曇夕雨)

六七日に付、はか参いたし候。おそへとの、おきく同断参詣いたし候。

一、此間中楊庵様へも御礼に罷出申候。

○へ九月廿九日 寅晴

今日四十九日速夜に付、剛飯申付〔割書・金壹分分なり〕、處々へ差遣申候。

・伊藤半平殿 大重

・山田平兵衛殿 大筒

・鈴木三太夫殿 大筒

・本庄じおもせ様 中筒

・山本楊庵様 大重

・久倉殿御平衛殿内房 小重

・家主清五郎殿 小重

・いせや久右衛門殿 同

右十七軒は、先日而之挨拶なから差遣申候。四郎右衛門殿并

清兵衛殿は叔父之儀に付、差遣可申候處、其後悔之状も不参候に付、差遣不申候。

一、今夕お添殿方にて茶飯被致、人々振舞被申候〔右傍朱書・清右衛門方へも来る〕。

一、清右衛門方に而團子したし物いたし、今晚出家一人招き百

万遍修行いたし、長屋之内儀達を招き、茶を振舞申候。おそ

へ殿、平兵衛殿養母、久吾殿老母も被参候。(71才)布施百文

出家へ差遣し候。但團子之米式升は昨日お添殿方に而洗ひ、

おきく挽候て差越申候。

○へ十月朔日 卯晴

・幾田殿 中二重

・長沢忠兵衛殿 大重

・松原孝兵衛殿 小重

・遠山傳左衛門殿 同

・田口久吾殿 小重

・同人鶴箱 小重

・中村や惣右衛門殿 同

・有馬や与惣兵衛殿 同

一、今日病死後勘定いたし候處、左之通。(71ウ)

一 三百文 入筒箱

一 式百文 黄杉箱

一 五十文 穴ほり酒代

一 百文 初七日速夜

一 式百文 深光寺

一 金式朱 宇八殿妻

一 三百文 おきく

一 百七十九文 金壹分

一 三十文 白剛飯

一 五十文 清右衛門方へ

一 三両三分と五〆六百廿三文 内 式朱と六百四十八文は

一 壹両は 内 式朱と六百四十八文は

今日四十九日に付、墓参いたし候。おそへ殿、おつた、お百并鎮五郎、おきく、右同断参詣いたし候。おそへ殿、お百方より香奠百文つゝ持参いたし候〔朱割書・但おそへとの少々遅く夕方参詣被致候。おきく、おつた同道〕。

一、先達而三十五日前に石塔立候處、下敷之石低く候間、下敷石直し可申と石やえ申付置候処、此節石や方いそかしく御座候に付、今日之間に合不申、依之百ヶ日迄にいたさせ候積に申付置候。代銀廿五匁かゝり申候。

一、今日病死後勘定いたし候處、左之通。(71ウ)

一 三百文 入筒箱

一 式百文 黄杉箱

一 五十文 穴ほり酒代

一 百文 初七日速夜

一 式百文 深光寺

一 金式朱 宇八殿妻

一 三百文 おきく

一 百七十九文 金壹分

一 三十文 白剛飯

一 五十文 清右衛門方へ

一 三両三分と五〆六百廿三文 内 式朱と六百四十八文は

一 壹両は 内 式朱と六百四十八文は

一 式朱と六百四十八文は 内 式朱と六百四十八文は

一 壹両は 内 式朱と六百四十八文は

一 式朱と六百四十八文は 内 式朱と六百四十八文は

一 壹両は 内 式朱と六百四十八文は

一 式朱と六百四十八文は 内 式朱と六百四十八文は

一 壹両は 内 式朱と六百四十八文は

お添殿被差出候
上より三枚被差出有へ
半紙被差出各儀に
先達而参候方有儀。

引残而 式両分式朱と

四ノ九百七十二文

清右衛門差出申候

此外に

一 金壹両三分也

乳母取替

いつれも

一 式分と 六十四文

同八文 おそえ殿

清右衛門差出申候

一 式分と 八十四文

おそえ殿 御座候

(72ウ)

一 式両分九百文

五両式朱と五ノ八百八十壹文

清右衛門差出候金高

此内 金貳両也

三大夫殿より當暮迄借用

〇三分 おひでより借用

残而

式兩分式朱と 五百八十二文

清右衛門才覚之分也

一、臺右衛門様御「不」如意には被成候へとも、別段御借金等も無之候。尤御衣類等余所え御預け置被成候。此金高元金凡拾七両式分、元利金共廿三両余に御座候。内四両壹分式朱余は糺町いく田殿より御借用被成候に付、追々返し(73才)呉候様に申来候得とも、色々才覚いたし見候ても、此節萬事一人に而引請候事故、中々才覚難相成、無據此儀は断に及申候。お添殿分金四両余有之、此内式両壹分清右衛門差出、衣類六品おそへとのえ差遣候。尤臺右衛門様夏物御衣類有之候に付、右を壹両三分式朱之質に預け、残り壹分式朱清右衛門都合いたし候。依之一統相断、かたみは差出し不申候。

一、久吾殿儀は萬事世話に成候事故、青梅古拾一ツねまきに致し候様と申、おそえ殿より差遣申候。おきくへは追而清右衛門方より何ぞ見續ひ差遣候筈に御ざ候。

一、此外七月よりの買かゝり、凡壹両余も可有之候。是は(73ウ)清右衛門方より追々為相濟候積に御座候。

一、臺右衛門様御死後、御有金式部余程御座候由。是は小遣に相成候。此外少々宛之香奠は小遣としておそえ殿へ遣し置候。内六匁一分清右衛門方え預り有之候処、傘無之候由に而、六百三十三式文に而傘壹本取り、お添殿へ差遣申候。此外御ふだん召古き小袖壹ツ、同もめんかつば壹ツ、お添殿へ遣し申候。一、先月おつた引取候へとも、堀留人出入多に有之候間、御扶持は此方へは受取申さず候。

一、永々之事に而、お添殿保養に相成候事も無之、其上壹人つゝ人付居り候事故、物入も多有之、(74才)并実母幾田殿にも殊之外案し被申、先主糺丁織田大膳様にも厚く御世話有之、早く上り候様に被仰下候由。いままた養子願も不差出候内に候間、里へ引とり候と申事も難相成候へとも、先逗留分に而、平兵衛殿へ引とり、五六日も過候は、直にこうし町え上り申度よし被申候に付、此間平兵衛殿にもかけ合に被參、弥其積に相極申候。

一、先月廿五日清右衛門、はま町半平殿、平兵衛殿え先達而中より之礼に參り申候。其節平兵衛殿えおそへ殿事かけ合候に付、十月二日三日頃引取申度旨被申聞候。(74ウ)

〇十月二日 辰曇昼後より晴

今日清右衛門、高橋半右衛門殿え參り、お添事久々心勞仕候故か少々相勝不申、里に而も殊之外案し候間、暫くの内逗留に差遣し、保養為仕申度奉存候。尤いまた養子も相願不申儀に御座候へは、御長屋へ切にいたし置候も恐入奉存候。依之

其間は私妻子を留守居に差遣置申度奉存候。御同役中御噂も有之候は、可然御沙汰可被下旨申候。半右衛門殿承知之旨被申候。夫より久吾殿へ参り候処留守に付、何彼之儀相たのみ候段、おきくへ申含置候。門助殿へは久吾殿よりはなし被吳候様にたのみ置申候。字八殿へも(75才)参り其段を申、御人等かり申候節、是迄之通世話たのみ候段、申置候。

一、今昼、お添殿道具を糺町幾田殿「方」へ差遣し申候。尤平兵衛殿養母参り被居候間、立合世話被致候。是又右之通にいたし度段、おそへ殿被申候由、平兵衛殿よりかねてかけ合有之候に付、清右衛門参り世話いたし候。久吾殿も被参、世話被致候。

- 一 簞笥 沓棹 一 たらひ 式ツ
- 一 小だんす 沓 一 きやうだい 沓組
- 一 つづら 沓
- 一 わん箱 沓 (75ウ)

右之通、持人四人にて小さなるものはつり臺にのせ差遣し申候。

一、今夕お添殿、暇乞ながら蕎麦をとり、おきく夫妻、清右衛門夫婦、字八殿内儀をまねき、酒被振舞候。お百も日暮に参り候。

○へ十月三日 巳晴

今日お添殿 奥え御礼に被上候。殿様御部屋にも殊之外御愁傷之思召候由。殿様御意には、役人も多く有之候へ共、臺右衛門程用に立候役人は無之、惜しき事と被仰候由。同刻仙右衛門殿をはじめ、近所心安き處へいとま(76才)乞に被

参候。勿論養子被 仰付候節は、又々被参候様にかかけ合置候。一、今昼お添殿、平兵衛殿養母同道にて清右衛門方え被参、一礼被申候。清右衛門方より上田一東差進申候。

一、七ツ時頃おそへ殿、平兵衛殿養母同道にて濱町平兵衛殿方え被参候。おきく、今朝より参り世話いたし申候。清右衛門も参り見送り申候。別段清右衛門方より手紙差添、平兵衛殿へ遣し候。返事写。

御手紙拜見仕候。一昨日は乍早々得貴意大慶仕候。其儘御揃弥御莊健被成御暮(76ウ)珍重御義奉存候。然は兼而御掛合之通、今日おそへ義逗留に被遣、誠に段々御世話之儀とも、千万忝仕合奉存候。其御役人中えも内々御噂被下置、萬事都合宜段、別而御陰故と大慶奉存候。段々御叮嚀之御紙面、前後御用多可被成御座奉推察候。誠に被入御念候御儀に奉存候。且道具も昨日糺丁へ被遣候由、萬端御陰故と千万忝奉存候。其内以参御礼可得貴意候。折節當番中大乱文御用捨可被下候。御家内様えも宜奉頼候。爰元(77才)母お添同様宜敷御礼申上候様申聞候。萬段貴面可申上、早々申残し候。以上。

十月三日

瀧沢清右衛門様

山田平兵衛

一、右に付、「夕(本付)より」お百、子供三人、井おつた乳母共、堀留え差遣、留守為致申候。此節清右衛門一人に而罷在候。食事は三度くお百方よりこしらへ、日々運ひ申候。清右衛門方に而は茶斗焚申候。十月御扶持壱人扶持、ほりとめに残り有之候。其外は万事清右衛門方よりまかなひ申候。仙右衛門

殿婦府後養子之儀被 仰付候迄は、お百ほりとめに差置候
(77ウ)積に候。此節子供日々宿へ帰りたがり、其内にも式人
之乳のみ引受、なじみなき屋敷え参り居候事故、お百も殊之
外困り申候。

一、一体おつた乳母半ちゝにて抱候間、乳も少く有之候へとも、
お百ちゝ沢山に付、昼の内はお百乳も折々給させ申候。猶又
乳沢山に相成候様にと、九月廿五日清右衛門おつた乳母同道
に而、雑司谷鬼子「母」神え参詣いたし、御願かけ御伝米いたゝ
き、七日が間かゆにいたし乳母に給させ、并おつた事丈夫に
育候様にと、鬼子母神より御草履かり請参り、五ヶ年か間御
さうり取にいたし候。右之御陰故か(78オ)追日て乳母のちゝ
も相應に出、皆々歎申候。近日又々参詣いたし候筈に御座候。

○へ十月八日 戌晴

今日平兵衛殿方え手紙遣し、お添殿安否尋申候。何の相替候
儀も無之、堅勝に有之候由。今日は西丸下迄被参候而、お添
殿留守之よし、返事申来候。用事にも無之候間、返事は写し
置不申候。一両日已前、おきく事も安否承りながら平兵衛殿
方へ参り、「お添殿え」對面いたし候よし。此間中おそへ殿よ
りお百方へ一兩度「文」参り候。おきく参り候節、お百方より
も安否相尋文遣し申候。(78ウ)

○へ十月十日 子晴朝「大」風

今日平兵衛殿より使参り、明十一日お添殿靴町織田様へ上ら
れ候よし申来候。手紙之写。

今日も快晴、御同意奉存候。被成御揃弥御狂健被成御暮
珍重奉存候。随而先頃おそへ逗留に罷越候節は、何角御

世話とも相成忝奉存候。其節も段々御丁嚙御紙面、此間
も御尋被成下、毎度〳〵御深切之御事とも、忝奉存候。

従是は其後御無音のみ打過候。今日彼是御礼ながら参上
と心掛候処、折節主用出来、難罷出候に付、一寸御世衣
相伺申候。お蔭弥(79オ)丈夫に有之候哉、乍序御様子承
度候。扱はお添儀も兼而御咄申上置候通、先つ靴丁へ逗
留分差遣申候積御座候。生田殿よりも何卒早く遣候様と
の義、彼是御案し被成、御尤之儀故、明日差遣可申奉存
候。旁御咄ながら、御安否伺度参上と存居候處、前文之
段不及其儀候。其内以参委細得貴意候。御家内様にも堀
留御詰越、誠に御苦勞奉存候。弥御別条も無御座候哉、
乍憚宜奉頼候。嗚御家内御留守に而、万事御不自由に可
被成御座奉存候。おつた事も日増に御世話(79ウ)まし可
申、彼是御心遣ひ誠に察入候。猶貴顔方々可申上候。早々
申残し候。以上。

十月十日

尚々、母はしめ何れも宜申上候様具々申聞候。以上。

瀧沢清右衛門様

山田平兵衛

右に付、相應之返事差遣し申候。此外お添殿よりおひやく、
おきく方へ文参り候へ共、取込に付是より返事可申入旨、清
右衛門方より申遣し候。

○へ(右傍書・十月)十二日 寅晴

今日御命日に付、深光寺へ参詣いたし候。

○へ(右傍書・同)十三日 卯晴(80オ)

今日お百事妻乞稲荷へ、おつた同道にて参詣いたし、眼の願

かけ申候。おつた事一体眼の性あしく候に付、兼々臺右衛門様御存生之節、妻乞稻荷へ願請かけ可被成旨、清右衛門申候に付、お百參詣之節お添殿同道いたしくれ候へと臺右衛門様被仰候處、其後いろく多用に而、お百も參詣いたし不申、此節やうく日からも立候事故、今日おつた同道いたし、眼の加持うけ願かけ「候」。翌十四日もおきく同道にて、おつた妻恋え參詣いたさせ候。

一 十五日 巳晴

今日おつたうば、お百、子供三人同道にて、清右衛門ぞうしかや(80ウ)鬼子母神へ參詣いたし候。先日うばち、の願かけ候處、此節に至りち、ことの外出申候に付、御礼參りながら、猶又子供息助のため參詣いたし候。

一 廿五日 卯晴

去る廿二日、仙右衛門殿婦府被致候に付、翌廿三日一寸悦ひに參り候へとも面談いたし不申、今夕又々仙右衛門殿へ參り養子之事相たのみ、何とそ差急き申度旨たのみ申候。いまたとり込に付、近々親類中相談之上挨拶可有之筈に付、罷歸り申候。其後久吾を以度々催促いたし申候。

一 廿七日 巳晴(81才)

今夕五ツ時過、おつたむしけにて差込つよく、急に引付申候に付打驚き、早速參り候處、程なくおち付申候。楊庵様高倫殿へ夜中使を遣し、見廻之儀たのみ遣し候へとも、いつれも參り不申、翌廿八日夕高倫見廻被申、則今日よりせん葉相用申候。其後日々さし込引付申候。是は夏中より久々催し候事にて、全く脾瘕の症のよし、甚六ヶ敷旨医師被申候。

一 廿八日 午晴

平兵衛殿養母、見廻に被參候。半平殿よりも二男見廻に被參候。尤今朝はま町へしらせ遣し申候。こうじ(81ウ)町おそへ殿へは、はま丁よりしらせ申候筈に付、此方よりは別段人遣し不申候。

一 十一月朔日 申晴

仙右衛門殿次男千代吉殿養子之儀、大方熟談も及可申處、今日殿様御意には、臺右衛門養子之儀、かねては幼年之者を願候様に仰有之候へとも、娘事もあまり幼少と申、殊に病身にも有之候へは、いづれ御人少之時節にも候に付、御近習体をも可相勤、年かさのものと相續養子に相願候様に御意有之候よしに付、仙右衛門殿二男養子之儀は無是非断に及び罷申候。依之清右衛門かねての存寄とは(82才)大に手筈間違申候。

一 二日 酉朝[雨]曇

今日八ツ時、おつた又々さし込引付候に付、さつ速參り、いろく灸治等いたし候へとも、引付さし込つよく、小半時程おち付不申、ことの外難義いたし候。折節和田良庵殿被參候に付、さつそくたのみ、處々へ灸点おろし、灸治沢山いたし候へは、ようくおち付申候。一体両三日もどし候きみも有之候。右に付、こうし町おそへとのへもしらせ遣し申候。

一 三日 戌晴

今日おそへ殿被參一宿いたされ、翌四日歸り被申候。(82ウ)尤はま町平兵衛へ殿へもおつた様体しらせ遣し申候。

一 四日 亥晴

今日木挽丁へ參り申候。右は三太夫殿二男房五郎を大右衛門

様御養子にいたし、柳生様御やしきにて名跡立候積にかねて相談いたしおき候に付、今日弥無相違之旨、三太夫殿と對談いたし罷帰り申候。

一 六日 丑晴

今夕平兵衛殿方より医師兩人被差越候。いつも見立同様に付、薬はもらひ不申、其内白銀丁弁内と申医師、混元丹と申丸薬一包くれられ候に付、(83才)日々相用申候。やはりせんやくは高倫殿薬相用申候。

一 七日 寅晴

今日家内不残堀留を引払ひ、此方へ罷帰り申候。尤 上へは滯留分にて、跡はゞ切り置申候。此節おつた病氣之處、手放れおり候ては万事不都合之上、近日清右衛門行事になり申候間、留守居無之ては甚不自由、かたゞ手都合あしく候に付、みなゞ帰り申候。かねては養子被仰付候迄も家内差置可申と存候へ共、此節に至り中々急には養子も有之ましく体に付、無是非みなゞ罷帰り申候。尤持位牌等は今日より(83ウ)清右衛門方へ引とり、日々御回向いたし候事。

今日平兵衛殿養母見廻に参り被申候。

一 十二日 未雨

今日御命日に付、深光寺へ参詣いたし申候。おつた事、此節は少々快方に相見へ申候。

一 廿二日 巳晴

今日百ヶ日速夜に付、茶めしいたし、法隆寺と申旅僧をまねき回向をたのみ、讀經いたし申候。尤位牌も今朝出来参り申候。今日おきく、おかよをつれ参り、茶めしふるまい申候。

こうじ町おそへ殿よりせんべい少々もたせ、おつた病氣見廻之使被差越候。(84才)

一 廿三日 午夜前より大雪

今日百ヶ日に付、深光寺へ参詣いたし申候。尤大位牌壹ツこしらへ、それへ代々の法名を書しるし、深光寺へ納め申候。おきくも深光寺へ参詣いたし申候由。今日は夜前より之雪にて、道もあるきにく、御座候。おそへとは他行いたしかたきよしにて、参り不被申候。

臺右衛門様御病中御深仰被成候地藏尊の御影、并御病中之御書とめを折表具に致し、昨日出来参り申候。今日深光寺へ香奠百文持参いたし申候。(84ウ)

一 廿四日 未晴

今日おひで参り申候。尤深光寺へも墓参いたし、七ツ時頃罷り申候。

今日おつた誕生日に付、あかの飯いたし祝ひ申候。尤此節はさし込引付等は相止み候に付、先つ安心いたし候。灸治は今日日々すへ申候。清右衛門、忌後も當月十四日に明け申候。依之おつた誕生いはひ申候。

一 廿八日 亥晴

今日久吾殿被参、臺右衛門様御名跡之義、當時山口様御玄關取次を「勤候」飯野斧右衛門と申仁(85才)當年三十二才(割書・夫婦ぐらにして被居候)、此仁名跡に成り申度由談合に被参候。是は何も望みは無之候へとも、一体重役之名跡にも成候へは、後々人へらし等有之候節も末長く落付おり可申、上の御取扱ひも違ひ可申事故、名跡に成りおり度よしに候。是迄

所々より名跡之人申参り候へ共、清右衛門存寄にも叶不申、其儘に打捨置申候。此斧右衛門は同家中之儀にも有之、ゆつり物等に望みも無之候は、相談いたし度旨、久吾殿を以かけ合もらひ申候。尤内々仙右衛門殿へもうけ玉はり合せもらひ申候。右斧右衛門、當時(85ウ)六両式人扶持之由、たとへ臺右衛門様名跡に成候ても、當時宛行増候義にも不被致候旨、仙右衛門殿被申候よし。然れば誠に名跡と申斗にて、外に規模も無之、尤此方厄介借用金等は決而苦勞にかけ申ましく候へとも、外にゆつり物等はいたし不申候。其段にて承知に候は、相談いたし可申旨申遣し候。是は誠に名跡と申斗にて、何も役には立不申候へとも、世間の外聞にも相成、又瀧沢を名のり候もの一人もふへ候へは、家の面目にも有之候故、相談首尾いたし候は、山口様にての名跡は此仁にいたし(86オ)候つもりに御座候。誠之養子は三太夫殿二男房五郎をとり極め置候間、柳生様にて名跡立候事故、右之段に取斗申候。

一 十二月朔日 寅晴 夜前五ツ二分寒に入

今日はまだ平兵へ殿へ、名跡之事はなしなから参り申候。先日おつた見廻之手紙も被差越候へとも、留守にて返事遣し不申候。かた／＼挨拶ながら寒中見廻もかねて参り申候。序に半平殿へも参り候處、半平殿御夫婦とも留守故、二男へ咄しおき申候。右序に木挽丁房五郎を臺右衛門様(86ウ)養子にいたし、柳生様御やしき内にて跡立候事風聴いたし申候。

夫より直に本所四郎右衛門殿へ参り、臺右衛門様御病中より今日迄之始末、くはしく物かたり申候。四郎右衛門殿、當年は足痛別而つよく一向に歩行成かた、夫故不沙汰に相成候

旨申訳被致候。今日は遅く相成候事故、清兵へ殿へは立より不申、委細四郎右衛門殿より通達有之候旨に御座候。

五日 午晴

今日久吾殿へ参り、飯野斧右衛門え面談いたし、名跡之義弥承知之旨、双方熟談いたし候。(87オ)依之久吾殿より内意を西田氏迄承合候處、又々内々に而其段殿様へ被伺候處、随分可然旨被仰候由に御座候。依之近日願書差出し申候積。乍併たとへ名跡に相成候とても、當時は別段に加増も無之由、仙右衛門殿内意被申聞候に付、其段斧右衛門え被申入候處、それにて随分宜敷被申聞候。いつれ當人存寄は、重役之名跡になりおり候へは、人へらし等有之節も心遣なく、永くおち付申度心願之よし御座候。

八日 酉曇昼より雨

今日久吾殿へ参り候。右は臺右衛門様御給金少々も(87ウ)被下候儀に御座候哉、仙右衛門殿迄内々承り置くれ候様、兼而たのみ置申候。依之右之挨拶承りに参候處、八月御死去被成候に付、二月より八月迄、九月より正月迄之積りにて兩度之御給金、暮と三月出候間、八月にてはてうど給金だけ御勤被成候事故、暮渡り之給金は出不申候よし被申候旨、久吾被申聞候。

十一日 子晴

今夕久吾殿被参、斧右衛門名跡願、近々差出可申由にて、願書下書被為見候。尤仙右衛門殿案文いたしくれられ候よし。

(88オ)

名跡奉願候旨

一、瀧沢臺右衛門病中奉願置候名跡相續之儀、親類共内に
而名跡可奉願相應之者無御座候。然處當時御屋敷相勤罷
在候飯野斧右衛門儀、他名相續仕候而も不苦候者之由及
承候。若差支等にも相成不申候は、右斧右衛門儀名跡
に被仰付被下置候様、親類共一同奉願候。依之此段申上
候。以上。

〔細字・午〕十二月

田口久吾

十三日 寅晴後曇

今日斧右衛門名跡願被差出候処、無滞被請取候(88ウ)よし、
久吾被申聞候。

十七日 午晴夜雨

昨十六日斧右衛門殿儀、臺右衛門様名跡に被仰付候由、今日
風聴に被參、并斧右衛門殿より鮮肴一折參り申候。依之翌十
八日悦びに參り、西田氏はしめ役人中へも礼に廻り申候。

十九日 申晴

今日鮮肴一折、斧右衛門殿へ遣し申候。

廿日 酉晴曇

今日木挽丁へ參り申候。兼而臺右衛門様大小之儀、お秀迄咄
し置申候處、右之金子三太夫殿(89才)用立被呉候旨に付相談
に參り、則金子七両貳分三太夫殿より借用いたし候。今日、
當秋臺右衛門様御死去之節借用金之内壹両、三太夫殿へ返し
申候。并房五郎へ遣し候上下、木挽丁へたのみ候處、此間出
來參り候間、此代金拾六匁も払申候。

廿三日 子晴

今日仙右衛門殿へ參り、臺右衛門様御内借之金子七両貳分

〔割書・内一両壹分は臺右衛門様御上納被成候よし〕、殘金
六兩一分、仙右衛門殿へ相渡し、證文通ひとも請取歸り申候。
尤右御上げへ御預け置申候大小は、明日久吾殿迄(89ウ)相届
可被申よしに御座候。尤兩三日已前、口上書を以仙右衛門殿
へ右内借之金子、當暮五兩上納可仕候間、殘金は來春御請取
被下、右大小此節御下け被下候様、御慈悲奉願候處、皆納之
上ならては品下け申候儀不相成候段、今日被申聞候に付、無
據今日金子皆納いたし候。

廿五日 寅晴

昨日久吾殿より大小うけとり罷歸り、則持仏へ備置、臺右衛
門様靈位へ委細のわけ申上候。

名跡相續被仰付候間、扶助米二人扶持は當月初に而上り申候
よし、久吾殿被申聞候。(90才)

此節臺右衛門様御長屋上げ候に付、たゞみ建具鍋釜曲穴丈、
其外道具や忠右衛門方へ払ひ申候。此代金壹兩壹分余に相成
申候。是はおつた薬礼并臺右衛門様御薬代に山本様と高倫殿
とへ差遣し申候。

廿五日 寅晴

今晚斧右衛門殿被參、同人親類書被差越候。此方親類書は、
春に成差遣し候積に御座候。

廿六日 卯晴

今日木挽丁房五郎へ、臺右衛門様御遺物差遣し申候。其品々。

(90ウ)

一 刀 藤原家次

一 腰

一 脇差 此大小は幸右衛門様御不斬替也

一 鍔 一本

一 麻上下 一具

一 家譜 箱に入 一卷

是は臺右衛門様御認かけ置被成候を、我等書次き申候。

此箱之内に過去帳一卷、是も臺右衛門様御認可被成と去年三月過去帳御買置被成、御多用故にまた白紙に而有之候を、我等うつしとり申候。先祖興也様書写之阿弥陀經

〔割書・葵御紋付袋入 軸すいせう〕、臺右衛門様御手跡二通、并御同人印鑑。(91才)

一 懸物 幸右衛門様御直書願尺也 一幅

一 松魚節 十 一臺

一金三百疋

右白木之臺二ツへのせ遣し申候。尤三大夫殿へも臺右衛門様御所持隣松筆三幅對のかけもの差遣し申候。

讓状、預け状、三大夫殿へ差遣し申候。左之通。

譲り渡申腰物之事

一 刀 加州藤原家次 長さ三尺五寸程

拵赤銅、波之彫、金覆輪。縁頭、赤銅七子、金の馬、柳川直政作。(91ウ)目貫、赤銅金花葵。

切羽鍔、鷓目、金着せ。鮫柄黒糸、鞘爐色。

右之刀、瀧沢臺右衛門所持致し来候処、此度瀧沢房五郎え譲り遣申候。尤當人幼少に付、貴殿御預り置被成、成長之後御渡被遣可被下候。為後日讓渡證文仍如件。

寛政十戊午年十二月廿六日 瀧沢清右衛門

源解〔細字・印〕(花押)

鈴木三大夫殿 (92才)

預け置申腰物之事

一 脇差 貞宗〔細字・但無銘〕 長二尺四尺程

拵縹赤銅、波の彫、金覆輪。縁頭、赤銅に波之彫、後藤光倫作。目貫、赤銅に金の野馬。切羽

鍔、鷓目、金着せ。鮫柄黒糸、鞘爐色。

右之脇差、拙者親共所持いたし来候處、此度御相談之上貴殿へ御預け置申候。後來拙者方入用之節は御返し可被下候。為念添状仍如件。

寛政十戊午年十二月廿六日 瀧沢清右衛門 印

鈴木三大夫殿 (92ウ)

右之通もたせ差遣し申候。尤三大夫殿よりも脇差預り證文一通被差越候へとも、夫には及び不申候に付、證文は返し申候。一体臺右衛門様、年来御心かけ被成候大小故、いつれ養子に相成候房五郎へ大小ともに譲り遣し可申候、右大小は高金のかたに預け置有之、其金子を三大夫殿よりかり請候事故、右金子返済之上、脇差は房五郎へゆつり可申存寄にて、三大夫殿へ〔添〕書状いたし遣し申候。全く自身身に付候心底無之候。

依之三大夫より被差越候證文は相返し申候。廿七日 辰(93才)

今日三大夫へ人遣し申候。右は金子借用證文、昨日差遣し可申候、取込に而取おとし申候間、もたせ遣し申候。證文左之通。

借用申金子之事

一 金七両貳分也

右之金子此度無據入用に付、致借用忝請取申候処、衷正に御座候。金子御入用之節は早速返済可申候。為後日仍而如件。

寛政十戊午年十二月

瀧沢清右衛門 印

鈴木三太夫殿

(93ウ)

(三行分空白)

一、臺右衛門様、當夏中御屋敷内にて御とり被成候炭薪代金一分余有之候由、仙右衛門殿、半右衛門殿より被申越候に付、則払遣し申候。

一、先日こうじ町お添殿へも、斧右衛門殿名跡に相成候事、并に養子房五郎事申遣し申候。當月十五日、おいう髪置内祝いたし候間、赤飯もたせ遣し申候。其後おそへ殿よりも使被差越候。猶又其後平兵へ殿も被參候。(94オ)

右之段に而一件あらく、片付、臺右衛門様御名跡山口様、柳生様兩御屋敷に而立ち、殊に年来御心労被成候波の鏝大小請戻し、養子房五郎へ譲り遣し、先一安堵いたし候。以上はおつた達者に成長いたし、往々養子房五郎妻にいたし、両血筋にて家相續いたさせたき心願に御座候。然れ共、おつた大病今以同扁にて、此節は手足少々むくみ有之、醫師も甚むつかしく被申、是のみ心痛いたし候。

臺右衛門様兼而御うつしとり可被成と御かり置被成候雪碓筆乘、遠山氏へたのみ、此節漸(94ウ)出来參り、筆料は八百拾五文払ひ遣し申候。先是にて大概御存生之御宿志は相果し申候。只々此上は瀧沢の家門繁栄をのみ祈り申候。尤万事一件

取斗の儀は、其度々臺右衛門様御位牌へ申上候而取斗申候。

廿七日廿八日之内、斧右衛門殿深光寺へ參詣被致候積り之よし、前夜被申間候。依之臺右衛門様御位牌并御兩親御位牌、仏具等少々わけ遣し申候。并に其寧筆之かけ物、七子御算紙袋、唐さらざ御提もの、為遺物斧右衛門殿え差遣し申候。猶々追々相應之もの見繕ひ(95オ)「遣し可申候」存寄に有之候。

寛政十一己未年正月松之内、お蔭以之外不出来に而、一日に三四度つゝ引附け有之候処、十五日過より引附候事相止、二月末にいたりよ程快方に相見へ、引附せはりをかむ事相止み、少々ふとりもつき候様子に付、三月にいたり月代そり遣し申候。

二月十八日、うば宿あさぶ六本木七左衛門と申者參り、乳母永之暇相願申候。右は在所へ引越縁附たきよし申候に付、かはり置附次第、追而いとま遣し可申旨挨拶いたし遣候。

右に付、かはりも相尋候へ共、おつた事病身に付、中々(95ウ)急にかはり之うはも無之、殊にちゝかはり候は、又々いかゞ可有之候哉といろゝ心労有之候間、其段おそへ殿并平兵へ殿へ相談におよひ候へは、いつれにもおそへとの手元に而養育いたし度由被申候而、三月節句前お添殿此方へ一寸被參長熟談いたし、四月二日おそへ殿はま町平兵へ殿方へ下宿いたされ候よし、しらせ參り候間、同日夕方おつたをおそへ殿方へ遣し、うばも一宿いたさせ、同月五日にうば儀いとま遣し申候。尤平兵へ殿方にて、おそへとの并おつたせわ被致候に付、清右衛門方よりも折々心附け遣し可申候筈に有之候。依之五月一日金彦分、小立ひとへ物彦、おそへ殿へ遣し

申候。おつた(96才)先快方之様子にて、一同安心いたし申候。
五月十一日、おそへとの、おつた、おきく方へ被参、則一宿
にて十二日仏参いたされ候よし。同日清右衛門方へも一寸被
参候。木挽丁おひで、おきく共に先日はま丁平兵へ殿へ参候
よし、及承候。

一、名跡斧右衛門妻、不埒之儀有之候よしにて、當正月下旬離
縁いたし候よし、及承候〔割書・実は出奔之由〕。其後斧右
衛門身持よろしからず候よし内々及承候。五月にいたり、臺
右衛門様黒ち紹肩衣〔割書・山口様御紋付〕、斧右衛門へ遣
し申候。然候所、同月廿九日、久吾方より申来候は、斧右衛
門事出奔之由申来候間、おとろき早速参り久吾と及相談候
〔割書・此節出奔はおしかくし、病氣引込にいたし置候よし〕。

(96ウ)

一、斧右衛門事多病に付、奉公難相勤候に付、永之御暇奉願、
臺右衛門様御名跡之儀は又々追而奉願度旨、近日願書差出候
つもり、久吾殿と相談いたし候。尤斧右衛門身分之儀は、同
人親類引請候筈に候。

一、扱々なま中なることいたし、斧右衛門不埒、臺右衛門様御
没後之御顔を汚し、後悔千万残念之仕合に候。しかし実之養
子は木引丁にて相續有之候故、少々は安堵も可有之候。

一、其後斧右衛門、願之通被申渡候。尤名跡之儀は追而人見立
願可申旨、是又被申渡候よし、久吾殿被申聞候。

一、八月十四日、山田平兵衛殿、おつた不快別而不出来之由に
而参候様、呼に被越候間、即刻参候へは、もはや申の刻頃相
果申候。依之翌早朝送葬、深光寺へ遣し申候。法名秋夢童女

〔割書・送葬之物入は、葬具人足は山田氏より出し被申候。
寺への付と、けは清右衛門より遣申し候〕。(後表紙封面)

注

(1) 前回、羅文の俳友・遠山伝左衛門の俳号を「狐遊」と翻字した
(十九丁裏・36頁)。これは『吾仏の記』巻一(六十六丁表)等の
表記に従ったものであるが、改めて字形を見直してみると、「一件
留」では一貫して「狐遊」と書かれているようである(「曲亭遺稿」
も「狐遊」としている)。

(2) 次行、「〇二日」を朱で見せ消ち。

(3) 九月十二日の記事は、前日付の下に割書されているが、書式の
統一をはかった。

(4) 九月廿三日の記事(「参詣いたし候」まで)は無改行のまま、前
日記事に続けて割書されているが、書式を統一した。

(5) 以上の表中、名前上の「・」や「(」は全て朱筆。

(6) 次行、「一五日子雨」を墨滅。

(7) 本半葉十二行

翻刻本文における不審箇所など、ご指摘いただければ幸いです。